

大玉村新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助事業**延長**のご案内

これまで令和3年6月30日（水）までに備品・設備等の購入をしたものが対象でしたが、感染症対策のための措置が継続して必要と判断されるため、令和3年9月30日（木）まで延長いたします（既に申請し交付確定済の事業所は再申請できません）。

飲食店等のサービス事業者を対象に  
感染症拡大を予防するために必要な備品・設備等  
の購入経費の**3/4以内（最大10万円）**  
を支援します。

●対象者（以下の①、②、③を満たすもの）

- ①中小企業等であって、村内に本店を置き村内で事業を営んでいる者、又は村内に住所を有する者で、村内で事業を営んでいる者。
- ②不特定多数の来客者を対象に、対面で物品の販売又はサービスの提供を行うことを主たる業務とする者。  
※小売業、サービス業、飲食業、理容・美容業、宿泊業を想定。
- ③国や日本商工会議所などが助成する他の補助制度を利用していない者。

●対象経費

令和2年4月1日（水）～令和3年9月30日（木） 備品・設備等の購入をしたもの。  
※既に対策を講じている事業者についても対象とします。（領収書等必要）  
※補助対象経費の主な具体例は裏面に記載しています。

●補助金の額

対象経費の3/4以内の額とし、最大10万円（1,000円未満端数切捨て）  
※既に補助金の交付を受けている事業者は申請できません。

●申請方法及び提出先

申請書（様式第1号）に必要事項を記入し書類を添付のうえ、村産業課商工観光係まで提出してください。  
※様式は村産業課若しくは村商工会まで取りに来て頂くか、大玉村ホームページからダウンロードしてください。

●留意事項

- ・令和3年7月1日以降に発注・購入するものは、事前に申請書を提出のうえ、原則、交付決定後に発注・購入をお願いします。
- ・令和3年6月30日以前の発注・購入済分の申請はそれ以降の発注・購入分と合わせて申請することも可能です。

●申請期限

令和3年9月30日（木）まで

【お問い合わせ】

- ◆大玉村役場産業課商工観光係 電話：0243-24-8096
- ◆大玉村商工会 電話：0243-48-3931

## 補助対象経費の主な具体例

## 備品及び設備等

- (1) 飛沫感染防止対策のための
  - ① アクリル板
  - ② パーテーション
  - ③ 透明ビニールカーテン
- (2) 非接触型体温計（検温システム、サーモカメラ含む）
- (3) 非接触型自動水栓
- (4) 殺菌・消毒機器
  - ① アルコール噴射機
  - ② アルコールディスペンサー（自動手指消毒器）
- (5) 空気清浄機（HEPAフィルター付き）
- (6) 加湿機能のある家電
- (7) CO<sub>2</sub>センサー
- (8) 立ち位置表示用のプレート設置費用
- (9) ウイルス付着防止のためのコーティングに係る費用

※具体例以外ものについては、お問い合わせください。

※設備の設置に係る工事費等も対象になります。（見積書を添付してください）

※消耗品（マスク、フェイスシールド、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、ディスポ手袋など）は対象外です。